



～税金に時効はあるの?～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー

村尾 法生



税金にも時効があります。税務署等から一定期間、税金の請求をされなければ、納税義務が消滅します。国税の時効までの期間は、一律に何年ということではなく、状況によって3年・5年(贈与税は6年)・7年の3つの場合に分けられます。

■ 3年の時効

税金の申告書を申告期限内に提出した場合の時効までの期間は、原則、申告期限の翌日から3年です。(国税通則法70条)

例えば、令和元年の所得税の確定申告期限は、令和2年3月15日です。その翌日から3年後の令和5年3月15日で時効となります。つまり、期限内申告した場合は、3年を経過してから税務署が間違いや税金が不足していることに気が付いても、不足分の税金を納めるように通知してくることはありません。ただし、脱税の意思があった場合には7年になります。(下記(3)7年の時効)

■ 5年(贈与税は6年)の時効

申告期限内に申告書の提出をしていない場合は、原則、申告期限の翌日から5年で時効となります。(国税通則法70条)

なお、贈与税については、時効までの期間が6年となり、ほかの国税よりも1年長くなっています。(相続税法36条)ただし、脱税の意思があった場合には7年になります。(下記(3)7年の時効)

■ 7年の時効

偽りまたは不正の行為のある場合、いわゆる「脱税」に該当する場合は、申告期限の翌日から7年となっています。(国税通則法70条)

(注)上記の税金の時効は、税務署等が税金の発生する事実を捕捉できなかった場合に限られます。時効まで期間の途中で督促状の送付、差し押えを行えば、時効のカウントはリセット(「時効の中断」)されて、督促状の送付日から新たに時効までの期間がスタートになります。

税金の時効を期待して、意図的に税金を払わない行為は脱税行為であり犯罪となってしまいます。「税金を払わなくて良いなら……。」という出来心はあるかもしれません。

ところが、知っていて申告しなかったなどの場合は加算税や延滞税などの重いペナルティーが課せられます。もし無申告や過少申告に気がついた場合にはそのままにせず、自発的に申告(修正申告)をするようにしましょう。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp